

Partner's public relations magazine

2013年10月発行

Vol.5

パートナーズ 会報誌

**印紙
税法** 「領収証」等に係る印紙税の
非課税範囲が拡大されました。

不正が起きにくい経理の仕組みづくり

仕事の効率アップ

片づけが上手な人の財布は美しい？

価格0円(税込み)



松山の魅力もご紹介します

事務所紹介

税理士法人パートナーズ 松山支社

<http://www.zei-partners.com>

いつもパートナーズ会報誌をご愛読頂き、誠にありがとうございます。早いもので夏の猛暑も収まり、雨が降るごとに朝晩の気温も少しずつ秋に近づいております。季節の変わり目、体調管理には充分にお気をつけください。

さて10月に入り税理士法人パートナーズでは年末に向けて序々に年末調整や確定申告の準備を進めております。昨年度の申告で手際が悪かった部分や、お客様との電話連絡の際の入れ違いなど、様々な反省を活かし、本年度はお客様にはストレスをかけず、スムーズな申告までの流れを作れるよう努めて参ります。また本年度は松山支社を開設して、初めての申告となります。四国地域のお客様におかれましては、松山支社と本社の連携に關しミスのないよう充分に注意し最適なサービスをご提供できるように努めます。またその時が参りましたら、こちらか

らご案内いたしますので、何卒、よろしく願い申し上げます。

(岡山本社 川本洋)

セミナー・個別相談会にて

パートナーズ会報誌をご覧いただきましてありがとうございます。

山陰各地が豪雨に見舞われた夏が終わろうとしております。私自身、自宅が停電。近所の床下浸水の被害を目の当たりにいたしました。雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

前回会報誌でご案内させていただきましたセミナー・個別相談会を6月、8月と山陰2会場で開催させていただきました。好評につき開催期間を延長し、9月に3会場でセミナー・個別相談会を実施いたしました。当日参加して下さった皆様の平成25年度税制改正に対する関心の高さを実感いたしました。また、今回は税制改正項目だけではなく実際に過去ご相談対応させて

いただいた事例を交えての内容とさせていただきます。内容が少々専門的であったかもしれませんが、必ずやご参加いただきました方々のお役に立てたものと確信しております。この会報誌が皆様のお手元に届く頃には来年度税制改正に関する概要が徐々に明らかになっていく頃です。次号では次年度改正内容を伝えできればと考えています。

(山陰支社長 川原康寛)

地元の空気を再認識

パートナーズ会報誌をご覧いただきまして誠にありがとうございます。

平成24年5月より税理士法人パートナーズ松山支社としてスタートして、半年が経とうとしております。私自身、昨年の4月に東京から地元松山に戻って1年半が経ちますが、やはり地元はいいな、と思いながら日々を過ごしている今日この頃でございます。

6月、8月に相続税の税制改正セミナーを開催させて頂きま

した。参加して頂いた皆様、誠にありがとうございます。今後消費税や相続税の増税が予定されており関心も高まってきている事と存じ上げます。これから税制改正の内容をよりタイムリーにお伝えできればと思います。また、今後は地元愛媛で地域に密着して、愛媛を元気にしていくお手伝いが出来ればと考えております。

(松山支社長 柳井崇延)



パートナーズ社員

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに、「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注1) 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

(注2) 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

来年に向けての改正には消費税、所得税、法人税、相続税など主要税目のみに注目しがちですが、こういった改正も見逃せませんっ!!



山陰支社長 川原康寛

不正が起きにくい経理の仕組みづくり

社内不正の実態と特徴

Q1 中小企業で起きる社内不正には、一般的にどのようなパターンが多いのでしょうか。

A1 社内不正の多くは、従業員による会社財産の横領・着服によって行われ、主に次の3つのパターンがあげられます。

景気底打ちへの期待が広がりつつある一方、多くの中小企業は、売り上げの停滞・減少などで、依然、厳しい経営状況下に置かれています。こうしたなか、適正な利益を確保するためには、経費削減などへの取り組みが一層、重要になります。そして、その一環として、社内不正を未然防止・早期発見する経理の仕組みづくりは、不可欠な経営課題の1つといえます。今回の会報誌では、中小企業で起きやすい社内不正のパターンや特徴などを明らかにした上で、不正の未然防止・早期発見のためにはどのような注意が必要なのか等をわかりやすく解説しています。

中小企業の社内不正が排除され、経営者と従業員がお互いに信頼し合えるような職場環境がつけられ、ひいては会社の経営改善につながれば幸いです。

(1)従業員が単独で行う不正

1人の従業員が極秘裏に会社のチェックをかいぐぐって行うもので、一般的に大きな金額にはなりにくい不正です。しかし、従業員による不正で最も多いのがこのパターンなので、注意が必要です。

(2)従業員同士の共謀による不正

複数の従業員が共謀して行う不正は、単独の不正に比べて大規模・複雑になってきます。たとえば、出納担当者と承認者が共謀すれば、出納事務手続きがフリーパスになり、不正が発見しにくくなります。

(3)従業員と会社外部の者との共謀による不正

従業員が取引先など会社外部の者と共謀して不正を行うケースは、最も不正を発見しにくいパターンだといえます。たとえば、ある従業員が取引先と共謀して、取引先から受け取る請求書を偽造させて不正をはたらいた場合、会社内部の資料からではチェックが及ばず、不正発見は非常に難しくなります。

不正経理は場合によっては追徴税が発生します。会社にとっては相当な痛手になります！



税理士 村上亮

(1) 動機は突発的

不正をはたらく動機として多いのは、ある職種について1人の従業員だけが行っているような場合に、その従業員の業務は誰のチェックも受けないことから、ある時、“ちょっとした出来心”で会社の金銭などに手をつけてしまうというケースです。

はじめは、不正の意図はそれほどなく、「ただ借りるだけ」といった軽い気持ちで行ったものが、次第にエスカレートしていき、横領・着服などにつながっていくと考えられます。

(2) 手口は単純だが、反復・継続的に行われる

従業員による不正の手口に、手の込んだ複雑なものは少なく、単純なものがほとんどです。しかし、手口は単純でも、社内のチェック機能に不備があり、不正を発見する仕組みがつくられていない会社では、早期発見することは極めて稀です。不正が発覚しないことがわかると、その従業員は同じ不正を何度も繰り返すようになります。

(3) 対策をしないと次第に被害は大きくなる

従業員の不正は、1回ごとの金額がたとえ少額であっても、(2)のように、何度も繰り返し行われるようになると、会社の被害額は大きくなります。また、不正が発覚しないのをいいことに、1回の着服額も次第に多額になっていく傾向があります。

A2

一般的に以下のような特徴があります。

Q2

従業員による着服・横領が多いということですが、その動機や手口などの特徴を教えてください。

■社内不正防止のためのチェックリスト

取引の処理は、必ず2人以上の手を経て完結するようにする。

初期チェック、定期・臨時チェックを徹底している。

回数券や商品券などの換金性の高い社内物品については、その購入と管理を同じ部署、または同じ担当者に任せず、それぞれの役割を分担している。

営業所や支店で預金口座を開設している場合、銀行からの「残高証明書」はコピーではなく原本を直接入手し、確認している。

交際費・交通費の支出は必ず事前に申請させている。また、交際費・交通費の仮払いの精算は短期間で行わせている。

売掛金の回収は、現金で直接回収するのではなく、銀行振込で行っている。また、領収証は、あらかじめ連番を打って管理している。

現金商売を行っている場合、1人の従業員にレジ締めを任せるのではなく、2人以上で行っている。

適正な棚卸しを毎月行い、数量不足等があれば、その原因を徹底究明している。また、倉庫管理者が1人で商品を扱わないような工夫をしている。

仕入先にリベート制度がある場合は、その仕入先と「販売報奨金規約」や「リベートに関する覚書」などを交わし、書面でリベート額を明確にしている。

多店舗展開している場合、各店舗を定期的に訪問し、実際にアルバイトやパートの人数などを確認している。

1つでもチェックが抜けてしまった場合、社内不正が起きやすい体制といわざるを得ません。不正が起きにくい仕組みを構築し、経営者と従業員がお互いに信頼し合えるような職場をつくりあげましょう。

A3

まずは、現時点で自分の会社が、どれぐらい社内不正が起きにくい仕組みになっているのか、どのようなことが足りないのか等を、的に確に把握することが大切です。

Q3

厳しい経済環境ということもあり、経営管理体制を強化しようと考えています。不正が起きにくい仕組みにするには、どのようなことから取り組みればいいでしょうか。



以下に「社内不正防止のためのチェックリスト」を掲載しましたので、自社の現状をしっかりと確認しましょう。

片づけが上手な人の財布は美しい？

仕事の
効率
アップ!

「片づける時間がない！」という人が、まず最初に取り組んだ
ほうがよい出発点をご存じですか？それは財布の中身の整理整頓。
財布がパンパンに膨れ上がっている人は、デスク周りや部屋の中も
同じ状態であることが非常に多いのです。財布は所有者の片づけ習慣の縮図といえます。
財布をスッキリさせたい場合の対処法は、①リセットと②習慣化の片づけになります。

①リセットとは、財布の中身をすべて出し、分別して必要なものだけに減らし、モノの定位置を再
設定する片づけです。カード類は「過去1か月間で使ったものと使わなかったもの」という基準で分
別し、基準に該当するカードは「一軍」として財布に戻します。それ以外は、名刺サイズのカードケー
スなどに別途収納する(二軍)か、自宅に待機させる(三軍)か、処分(戦力外)します。

さらにキレイな財布を維持する②習慣化のために、「真逆の行動」を設定します。たとえば、「帰宅
後に財布からレシートを出して捨てる」などです。21日後に習慣化できたら、次の真逆の行動に挑
戦します。「財布の整理→家計簿への記録」もよいでしょう。

また普段から、レシートを受け取るタイミングで内容を確認し、不要ならすぐ捨てるという「元を絶
つ行動」ととれば、財布はより整理整頓できるはずです。普段何気なくしている無意識の行動の「真
逆」をすることで、新たな習慣を身につける。財布の片づけが、いつしか仕事や生活を大きく変え
るキッカケになると思います。これまでなかなか片づけができなかった人も、まず財布から始めてみ
ませんか？

『企業実務 2013.9』より引用

法人向け パートナーズ会報誌、バックナンバーをホームページにて公開中！



税理士法人パートナーズ 会報誌

検索

事業承継

事業をしていけば、いつかは必ず次世代に引き継がなければならぬ時期がやってきます。実際に事業承継に不安をもっている経営者も増え続けています。

事業の引き継ぎは、株価対策や相続税対策、後継者育成など効果を上げるために、長い期間を要します。40代50代のうちに現状を把握し、早めの対策をとることをお勧めします。

経営者のこんなお悩み解決します

- 株価が高いので、引き下げをしたい
- 含み損が多い資産があるがどうしたらいいか
- 株式を後継者に移したいが、どんな方法があるか知りたい
- 株式を移す際の税金がどれくらいかかるか知りたい
- 現状の株価を算定して欲しい
- 引き継ぐ後継者がいないがどうすればいいか
- リタイアして廃業したいが税金はかかるか
- 現状の相続税の概算を教えてください
- 後継者が先代の事業をベースに新たなビジネスに挑戦したい（創業補助金）

事業承継は時間がかかります。お悩みの経営者の方は
将来の会社について、まずはお話だけでもお聞かせください。

事務所紹介

税理士法人パートナーズ 松山支社

松山支社長 柳井 崇延



パートナーズ会員の皆様、いつも大変お世話になっております。税理士法人パートナーズ、松山支社の柳井です。今回は松山の魅力をお伝えします！

松山といえば「伊予柑」「温泉」がまず思い浮かぶと思います。この伊予柑ですが果肉はジューシーで甘酸っぱく美容に良いビタミンCとクエン酸がたっぷり！冬の果物としてとても美味しいスイーツです。その冬の行楽といえば温泉、そう、道後温泉です！冬場には多くの観光客で賑わいますが、夏目漱石が訪れたことでも歴史を感じることができる場所です。その夏目漱石の有名な小説「坊っちゃん」は松山を舞台として漱石の体験を書かれた書とされています。そんな観光や文学など歴史を感じることができる松山で事務所を置き、こちらも歴史のある「税務」に携われることが幸せです。パートナーズ会員の皆様にはまだお会いできていない方がいらっしゃいます。皆様にお会いできる日を楽しみに、日々の業務と皆様のお役に立てる情報のご提供やご相談の対応など、今後とも邁進して参りますので、よろしくお願いいたします。



日本100名城にも選ばれている松山城！天守から360° 見渡せる眺めは絶景です！晴天の時には最高です！



松山といえば道後温泉！来られたことがない人は是非一度！歴史ある名館をご覧ください！



鮮やかな紅色、甘酸っぱい香り。たっぷりの果汁と、やわらかな果肉。ビタミンCやクエン酸もたっぷり！



5市町を含む広大な平野。北と南に山脈があり河川も多く穏やかな気候で過ごしやすい地域です！



夏目漱石、正岡子規など松山に縁(ゆかり)のある著名人も多く、歴史を感じることができる地です。



愛媛県はこんな形です

法人向け

Partners Membership Partners Membership Partners Membership Partners

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料

特典

①

会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



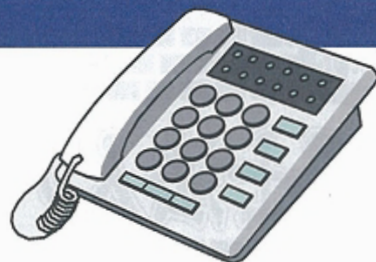
特典

②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます◆当社からの訪問での相談は交通費をいただきます



特典

③

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。



■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

【岡山本社】岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

【山陰支社】鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

【松山支社】愛媛県松山市高井町1150 TEL/FAX 089-968-1660/089-968-1660